第九条　ふれあい緑地の管理は、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第十条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

二　施設及び設備の維持管理に関する業務

三　前二号に掲げるもののほか、ふれあい緑地の管理に関し知事が必要と認める業務

2　前条の規定によりふれあい緑地の管理を指定管理者に行わせる場合における第四条第一項、同条第二項において準用する第三条第三項及び第五条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、同条の見出し中「行為」とあり、同条中「行為若しくは使用」とあり、並びに同条第一号及び第二号中「行為又は使用」とあるのは「使用」とする。

（管理の基準）

第十一条　指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第五条に定めるもののほか、使用期間及び使用時間に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従ってふれあい緑地の管理を行わなければならない。

（利用料金の収受）

第十二条　第九条の規定によりふれあい緑地の管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、施設等を使用する者から、利用料金を自己の収入として収受するものとする。この場合において、第六条から第八条までの規定は、適用しない。

（利用料金の承認）

第十三条　利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2　知事は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一　別表の規定を基準として定められていること。

二　第十条第一項各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。

三　特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3　知事は、第一項の承認をしたときは、当該承認をした利用料金を公告するものとする。

4　指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をふれあい緑地において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

（利用料金の減免）

第十四条　指定管理者は、特別の理由があると認めたときは、利用料金を減免することができる。

（利用料金の不還付）

第十五条　指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、使用者の責めに帰することができない理由により施設等を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第六条、第十三条関係）

区分		使用料の額
テニスコート		一面一時間につき　二一〇円
センターハウス	研修室	一時間につき　三五〇円
	会議室	一時間につき　三五〇円
	温水シャワー	一回につき　一〇〇円

備考　使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

（秋田県営住宅条例の一部改正）

第四条　秋田県営住宅条例（平成十四年秋田県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十三条」を「第五十五条」に改める。

第三条第二号中「公営住宅法（」の下に「昭和二十六年法律第百九十三号。」を加える。

第五条第一項第五号中「第三条第三項若しくは第四項」を「第三条第四項若しくは第五項」に改める。

第三十条第四項中「第二十九条」を「前条」に改める。

第四十四条中「四十一条第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

第四十九条第八項中「第三十一条から第三十三条まで、」を「前章第一節並びに」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十一条第一項	県営住宅及び共同施設	普通県営住宅	
第三十一条第三項、第三十二条（見出しを含む。）、第三十三条の見出し及び同条第一項から第六項まで並びに第四十七条	入居者	社会福祉法人等	
第三十二条	次	第一号及び第二号	
第三十三条第一項	県営住宅又は共同施設	普通県営住宅	
	これら	これ	
第三十三条第二項から第七項まで、第四十五条第五項第三号及び第四十七条（見出しを含む。）	県営住宅	普通県営住宅	
第三十三条第三項	入居の	使用の	
第三十三条第七項	入居者は	社会福祉法人等は	
第四十五条第五項	第一項	第四十九条第二項	
第四十七条第二項	第三十三条第五項	第四十九条第八項において準用する第三十三条第五項	

第五十条第一項中「入居者の」を「入居者（前条第二項の許可を受けて普通県営住宅を使用する社会福祉法人等を含む。以下この項において同じ。）の」に改める。

第五十一条の見出しを「（指定管理者による管理）」に改め、同条中「除く」の下に「。以下この章において同じ」を加え、「財団法人秋田県建築住宅センターに委託する」を「法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる」に改める。

第五十三条を第五十五条とし、第五十二条を第五十四条とし、第五十一条の次に次の二条を加える。

（指定管理者の業務）

第五十二条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　県営住宅及び共同施設の維持管理に関する業務

二　入居者及び入居補欠者の公募に関する業務

三　入居者及び入居補欠者の決定、入居の許可並びに家賃の決定に付随する業務

四　前三号に掲げるもののほか、県営住宅及び共同施設の管理に関し知事が必要と認める業務

2　前条の規定により県営住宅及び共同施設の管理を指定管理者に行わせる場合における当該県営住宅及び共同施設の管理についての第四条（第十五条第四項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条第三項及び第四十七条第一項（これらの規定を第四十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第四条及び第三十一条第三項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第四十七条第一項中「知事の」とあるのは「指定管理者の」とする。

（管理の基準）

第五十三条　指定管理者は、この条例に定めるもののほか、知事が定める管理の基準に従って県営住宅及び共同施設の管理を行わなければならない。

附　則

1　この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中秋田県立都市公園条例別表第一秋田県立小泉潟公園の項の改正規定、同条例別表第二第四号㈠(1)の表バレーボールコートの項を削る改正規定及び同号㈡(2)の表県営球技場の項の改正規定、第四条中秋田県営住宅条例第三条第二号、第三十条第四項、第四十四条、第四十九条第八項及び第五十条第一項の改正規定並びに次項の規定　公布の日

二　第一条中秋田県立都市公園条例第五条の二第二項及び別表第二第四号㈡(1)(イ)の表県営補助陸上競技場の項の改正規定　平成十七年八月一日

三　第四条中秋田県営住宅条例第五条第一項第五号の改正規定　民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十四号）の施行の日

四　前三号に掲げる規定以外の規定　平成十八年四月一日

2　第三条の規定による改正後の秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地条例第十三条の規定による利用料金の承認に関する手続は、前項第四号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

秋田県条例第八十号

市町村への権限移譲の推進に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

市町村への権限移譲の推進に関する条例等の一部を改正する条例

(市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部改正)

第一条　市町村への権限移譲の推進に関する条例(平成十六年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

別表第六十五第一号中「第三十一条の二第二項第十三号ハ、第六十二条の三第四項第十三号ハ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ」に改め、同表第二号中「第三十一条の二第二項第十四号ニ、第六十二条の三第四項第十四号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ」に改める。

(秋田県優良宅地造成認定手数料徴収条例の一部改正)

第二条　秋田県優良宅地造成認定手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第九十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条の二第二項第十三号ハ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ」に、「第六十二条の三第四項第十三号ハ」を「第六十二条の三第四項第十四号ハ」に改める。

(秋田県優良住宅新築認定手数料徴収条例の一部改正)

第三条　秋田県優良住宅新築認定手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第百七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条の二第二項第十四号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十四号ニ」を「第六十二条の三第四項第十五号ニ」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

市町村への権限移譲の推進に関する条例及び秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県条例第八十一号

市町村への権限移譲の推進に関する条例及び秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部改正)

第一条　市町村への権限移譲の推進に関する条例(平成十六年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

別表第八十五第二十七号㈢中「第五十七条の二第三項」を「第五十七条の五第三項」に改め、同号中㈢を㈣とし、㈤を㈥とし、㈥を㈦とし、㈦の次

に次のように加える。

㊵　法第八十六条の八第一項及び第三項の規定による全体計画の認定等の申請の受理

別表第八十五第二十七号中㉞を㊳とし、㉝を㊲とし、㉜を㊱とし、㉛を㉟とし、㉚を㉞とし、㉙を㉝とし、㉘を㉜とし、㉗を㉛とし、㉖を㉚とし、㉕を㉙とし、㉔を㉘とし、㉓を㉗とし、㉒を㉖とし、㉑を㉕とし、⑳を㉔とし、⑲を㉑とし、㉑の次に次のように加える。

㉒　法第六十八条第一項第二号、第二項第二号及び第三項第二号の規定による建築物の高さ等に関する特例の許可の申請の受理

㉓　法第六十八条第五項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請の受理

別表第八十五第二十七号中⑱を⑳とし、⑰を⑲とし、⑯の次に次のように加える。

⑰　法第五十七条の三第一項の規定による建築物の容積率に関する特例の指定の取消しの申請の受理

⑱　法第五十七条の四第一項ただし書の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請の受理

別表第八十五第二十八号中「㊲」を「㊶」に、「㉖、㉙、㉛及び㉟」を「㉚、㉝、㉟、㊴及び㊵」に改め、同表第二十九号中「㊲」を「㊶」に改め、「による」の下に「許可の」を加え、「⑪、⑫、㉗から㉙まで、㉛及び㉞」を「⑪、⑫、㉒（同法第六十八条第三項第二号の規定による許可の申請に係るものに限る。）、㉛から㉝まで、㉟、㊳及び㊵」に改める。

（秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部改正）

第三条　秋田県建築基準法関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第百八号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（手数料の減免）

第四条　知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

別表十四の項中「第五十七条の二第三項」を「第五十七条の五第三項」に改め、同表中四十五の項を五十の項とし、四十の項から四十四の項までを五項ずつ繰り下げ、三十九の項を四十三の項とし、同項の次に次の一項を加える。

四十四　法第八十六条の八第一項の規定による既存の一の建築物について行う二以上の工事の全体計画の認定又は同条第三項の規定による当該全体計画の変更の認定の申請	
イ　床面積の合計が三十平方メートル以内のもの	五千円
ロ　床面積の合計が三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの	九千円
ハ　床面積の合計が百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの	一万四千円
ニ　床面積の合計が二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	一万九千円
ホ　床面積の合計が五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	三万四千円